

最高裁秘書第3159号

平成30年7月31日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

(理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情） 諒問第31号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年7月30日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

7月30日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

ア 裁判所の公用電子メールの保存期間が分かる文書（最新版）

イ 司法行政文書に関する電子データの保存期間が分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、7月11日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

本件開示申出を受けて、最高裁判所内において、対象文書の探索を行ったが、該当文書は存在しなかった。

よって、原判断は相当である。